

平成29年第27回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	午前10時00分から 平成29年9月1日(金) 午前10時40分まで		
出席者	委員	與川委員長、西村職務代理、伊田委員、織田委員	
	事務局	井山局長、石田次長、水越担当係長、野村主査	
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし
委員長	これから平成29年第27回定例会を開会いたします。		
	議案第31号 選挙人名簿の定時登録について		
局長	(別紙のとおり、選挙人名簿の定時登録について説明し、決定を受けた。)		
局長	名簿登録者数が48万人を超えました。今回、衆議院小選挙区の区割りの関係で東京都への報告様式が変更され、東京都第7区と東京都第8区に分けて行うことが追加されました。		
	議案第32号 在外選挙人名簿の登録について		
局長	(別紙のとおり、在外選挙人名簿の登録について説明し、決定を受けました。)		
織田委員	女性の方が多くなっています。		
局長	人口比でも女性の方が多くなっています。		
西村委員	語学留学などの短期の海外住所移転の場合では、どのようになりますか。		
局長	海外において3カ月の居住要件が必要になります。		
西村委員	海外居住してから住所移転の申出は可能ですか。		
局長	可能ではありますが、届出があつてからの3カ月の住所要件となりますので、すぐに投票ができる訳ではありません。		
	報告事項27-1 選挙人名簿抄本 閲覧状況について		
局長	(別紙により、選挙人名簿抄本 閲覧状況について説明し、報告した。)		
委員長	閲覧する場合の要件は、どのようなものですか。		
局長	政治活動の目的など限定して定められています。		
委員長	選挙人本人が閲覧することは、どうですか。		
局長	当該名簿への表示がされているか、本人が確認するための閲覧は可能です。		
伊田委員	杉並区全域についての閲覧の例がありますが、地域を限定しなくてもよいのですか。		

局 長	限定しなくても可能ですが、名簿の冊子が分かれているので閲覧の際は地域を特定してもらっています。
伊田委員	利用目的の中に、選挙運動用葉書のためとありますが、可能ですか。
局 長	当該葉書の作成準備としての閲覧なので、選挙の告示前であっても閲覧することは可能です。
西村委員	名簿を閲覧する際に、閲覧する人数の制限はありますか。
局 長	閲覧場所のスペースや日にちによって事務局で態勢を取るので、相手側と合理的に折り合いを付けて行っています。
	報告事項 27-2 10月の日程について
局 長	(別紙により、10月の日程について説明し、報告した。)
	その他・公職選挙法等改正要望事項の提出について
局 長	公職選挙法等改正要望事項の提出について、次回の定例会にて協議します。
	その他・日程等について
局 長	(今後の委員会日程等について確認を行った。)
委員 長	他に質問がなければ、本日の委員会を閉じます。